

令和2年4月吉日

各 位

宮城県指定事務所登録機関  
一般社団法人宮城県建築士事務所協会会長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の予防に伴う  
事務所登録に係る書類の郵送手続きについて (ご依頼)

拝啓

春暖の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

国土交通省並びに宮城県は、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されることを受け、感染予防に配慮した業務手続きを行うよう通知がありました。従いまして当分の間、下記届出書類については郵送による対応とさせていただきます。

また、従前の対応に戻る際は改めてご案内いたします。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬具

- ・ 法第 23 条 (建築士事務所の登録 (新規) 及び更新)
- ・ 法第 23 条の 5 (建築士事務所の変更の届出)
- ・ 法第 23 条の 6 (建築士事務所の業務報告書の提出)
- ・ 法第 23 条の 7 (建築士事務所の廃業等の届出)

※尚、上記に係る書類を郵送提出いただく際は切手貼付返信用封筒を同封願います。(新規及び更新はいままで通りゆうパック着払いにて返信いたします)  
返信同封のない場合は着払いにて返信いたしますことをご承知ください。